

6 議事録

○竹内治彦会長

それでは、第5回岐阜県国民健康保険運営協議会を開会いたします。

本日の出席状況でございますが、全委員12名中、本日11名の御出席をいただいております。また、各区分の委員1名以上の御出席をいただいております。

よって、岐阜県国民健康保険運営協議会条例第5条第2項及び岐阜県国民健康保険運営協議会運営要綱第3条の規定数に達しており、当会議は成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、はじめに、運営要綱第5条に従い、会議を公開することについてお諮りします。

本日の会議を公開とすることに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内治彦会長

御異議がないものと認めます。よって、本日の会議を公開とすることと決定いたしました。

一般傍聴者の入場が終了するまで、暫くお待ちください。

本日、2名の傍聴希望者がありましたので、御報告いたします。

それでは、次第に入ります。

「(1) 国民健康保険事業費納付金の算定について」ですが、これまでの議論を踏まえ、私と事務局とで答申(案)を作成しております。前回、会議一回御足労願う形になったわけですがけれども、皆様には御迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。一回お越しいただいたことで率直に意見交換することができて、論点について明確な議論ができたのではないかというふうに思います。それを踏まえまして、事務局と相談させていただいて、答申(案)を作成しております。これにつきまして、事務局の方から御説明をお願いします。

○森岡健康福祉部長

健康福祉部長の森岡でございます。

本日、お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。

平素は、国民健康保険事業に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

先ほど会長からお話がありましたけれども、頻回な会議、また急な会議の開催にもかかわらず御出席いただきまして、重ねてお礼申し上げます。

国民健康保険事業費納付金の算定につきましては、これまでに4回の御審議を重ねていただきました。論点ですが、納付金の算定に当たりまして、医療費水準の格差を反映させるか、否か。ということでございます。医療費水準の平準化を図りつつ、県内での将来的な保険料水準の統一を図っていくことが望ましいということですが、県内市町村間の医療費水準の格差が生じている現状においては、医療費水準の低い市町村の負担とならないよう、医療費水準を反映するとの御意見をいただいたかと思っております。

本日は、国民健康保険事業費納付金の算定に関する答申(案)について、御審議いただければと思っております。

それでは、答申(案)につきまして、勝野国民健康保険室長より御説明いたします。

○勝野医療整備課国民健康保険室長

それでは、お手元の第5回資料1の1「国民健康保険事業費納付金の算定について(答申)」と表題

のあるA4一枚紙の資料と、第5回資料1の2「医療費指数反映係数」に関する審議の経過及び当運営協議会の考え方と題された7ページの資料を御覧ください。

A4一枚紙の資料1の1が答申案本体でございまして、その添付資料として、資料1の2が諮問事項であります国保事業費納付金の算定に関することのうち、大きな論点となりました「医療費指数反映係数」の取り扱いについて、答申案に至るまでの審議の経過とその考え方をまとめさせていただいた資料となっています。この資料につきましては、事前に委員の皆様へ送付させていただきましたが、ごく一部について文言を修正しておりますので、御承知おき願います。

それでは、まず7ページで綴じた方の資料「医療費指数反映係数」に関する審議の経過及び当運営協議会の考え方」の資料をお開き願います。

「1はじめに」として、平成30年度からの新たな国民健康保険制度において、保険給付費の財源に充てるため、各市町村から国保事業費納付金を徴収することになること、その算定にあたっては、国のガイドライン上原則といたしまして市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮して按分することとなること、そして医療費水準を反映させるか否か、すなわち「医療費指数反映係数」を「1」とするか「0」とするかについて論点となりまして、審議を重ねてきたことを記載しております。

2ページをお開き願います。

ここから、「2審議の経過」として、運営協議会における審議の状況をまとめさせていただいております。

(1)国の方針であります、「医療費指数反映係数」 α について、各市町村の医療費水準に差があること、医療費水準が保険料に反映されることで、各市町村の医療費適正化機能が積極的に発揮されることから、「新制度施行後は、都道府県内市町村間で医療費水準に差異がある都道府県においては、年齢調整後の医療費指数を各市町村の納付金に反映させることが原則となる（即ち $\alpha = 1$ ）」とされてございます。これは、改正国民健康保険法に対する参議院厚生労働委員会附帯決議を踏まえたものであります。

三段落目のところとなりますが、その一方で、ガイドラインでは、「ただし、都道府県内で統一的な保険料水準とする観点から医療費指数を反映させないこと（即ち $\alpha = 0$ ）」も可能とされておりまして、「その際には都道府県は市町村の意見を十分反映することとする」とされています。

さらに、将来的には都道府県での保険料水準の統一を目指し、医療サービスの均質化や医療費適正化の取り組み等を進めることが求められる」とされており、統一に向けて市町村との丁寧な協議を行うことや地域の医療費水準格差を解消することが求められております。

3ページをお開き願います。

ここから、(2)として審議の主な内容を記載しています。

第1回及び第2回運営協議会では、「県単位化の制度となる以上、どこに住んでいても同じ保険料というのが普通ではないか」という意見がある一方で、「現に受けている医療サービスに見合わない保険料負担となることは、医療費水準の低い市町村にとって不公平で、納得が得られないのではないか」など、受益と負担の観点から医療費水準を反映させないことは公平性を欠くのではないかとといった意見が多くありました。

また、医療費水準を平準化させていく観点から、「医療費水準格差は反映させるべき」との意見や、「将来的な保険料の平準化、統一の方向性を持つべき」など、平成30年度からの当面の取扱いと将来

の方向性を区別して議論すべきとの意見がありました。

次いで、第3回運営協議会では、岐阜市、大野町、大垣市から意見聴取を行っておりまして、岐阜市からは、「保険料水準の統一が今回の改革の目的である保険料の市町村格差の解消に直結するもの」であり、「被保険者からも分かりやすく、国保制度への理解も得られやすくなる」と考えており、「市町村間の医療費格差の原因の一つである医療機関の偏在は、市町村の権限では対応できない」ことから、4ページに入ります「来年度も含めて早期に、医療費指数を反映しない県内統一の保険料水準となるよう、その時期等も、できる限り具体的に盛り込んだ運営方針の決定に向けて、合意形成を図りたい」という意見が述べられました。

2段落目のところですが、大野町からは、「仮にこういう状況下で医療費指数を反映させないことは、他市町村の保険給付費を負担せざるを得なくなることで、住民に納得いただけないのではないか」「医療費指数の高さは、保健事業など市町村の努力である程度の引き下げも可能」であり、「市町村に努力を促す側面もあるのではないか」と述べられまして、「現時点では、 $\alpha = 1$ が適当ではないか」と考えているとの意見が述べられました。

3段落目から大垣市の意見を記載してあります。「医師の偏在、医療機関の偏在がある現状では、一律に医療費指数を反映しないと論じることは難しく」「統一化について今後も継続的に議論していく必要はあるが、各自治体における医療費水準の格差というのは、現時点で反映させることはやむを得ないことではないか」との意見が述べられました。

5ページをお開き願います。

全市町村への意見照会を行った結果は、一番上の表のとおりであり、唯一岐阜市が平成30年度から医療費指数を反映させず納付金を算定すべきとの意見であり、その考え方について、第4回運営協議会において審議を行っていただきました。

一つ目の○のところです。「医療費水準を反映させることは、保険料の市町村格差の解消に反する」「後期高齢者医療制度は、制度創設時から統一保険料率である」との考え方に対しては、「保険料の市町村格差の要因の一つは、現に存在している医療費水準の格差によるものであるが、この格差のまま、医療費水準の格差を反映させないということにすると、医療費水準が高い市町村から低い市町村への負担の転嫁が生じ、保険料の急激な上昇が生じかねない」ということから、平成30年度から当面、医療費水準の格差を反映させることとし、将来的には、医療費水準を反映させないことを目指すべきである」と整理することが適当である旨の意見がありました。

6ページをお開き願います。

なお、平成30年度から医療費水準を反映しないこととする方針の団体は、4団体であり、これらの府県については、医療費指数を反映しないことについて既に合意が形成されているとのことでした。

次の○のところです。「医療費格差の原因の一つである医療機関の偏在は、市町村の権限で解決できるものではない」との考え方に対しては、「医療費水準の格差を反映させない場合に比べ、反映させることにより生じる納付金の差額は、他市町村のために負担が増えるというのではなく、相応の医療サービスの恩恵を受けていることの結果」であり、「ただちに全県一律での保険料負担を求めることは、むしろ不公平になる」と整理することが適当である旨の意見がありました。

なお、前回の運営協議会において、これらの岐阜市の考え方に対し、再度事務局としての見解をお示しするとのことでしたが、前回委員の皆様にご審議いただき、このようにまとめさせていただいた内容

と同じであることをここに報告させていただきます。

続きまして、6ページの真ん中から下、3「医療費指数反映係数」に関する当運営協議会の考え方でございますけれども、ここからは、これまで御説明しました国の方針及び審議の経過を踏まえ、答申に向けた考え方をまとめたものとなっております。

県内市町村間の医療費水準の平準化を図りつつ、県単位化という今般の制度改正の趣旨に鑑み、市町村相互で支え合う医療保険制度を構築していくため、将来的には保険料水準の県内での統一を図っていくことが望ましいとの結論を得ました。

しかしながら、その一方で、県内市町村間で医療費水準の格差が生じている現状において、当該格差を反映させないこととすると、医療費水準が高い市町村から低い市町村への負担の転嫁が生じ、医療費水準の低い市町村において保険料水準の急激な上昇を招きかねないことから、平成30年度からの当面の国民健康保険事業費納付金の算定について、医療給付費分の算定に係る「医療費指数反映係数」は、「1」とすることが適当である旨の答申案となっております。

7ページをお開きください。

なお、このことについては、医療費水準を反映させることは、相応の医療サービスに見合った保険料負担とすることである点、ガイドライン上は、医療費水準を反映させないこととする際には市町村の意見を十分反映させることとされていますが、市町村との間で合意が得られている状況ではない点も考慮されています。

「4おわりに」といたしまして、今後、岐阜県国民健康保険運営方針の答申にあたり必要があるため、将来的な保険料水準の統一化のためのスケジュール、方法、手順などについて市町村からの意見聴取を十分に行い、その結果について運営協議会に報告することを求めています。

それでは、A4一枚紙の「国民健康保険事業費納付金の算定について（答申）」案を御覧ください。

この答申案の記以下、(1)の医療費指数反映係数を1とすることが適当であるとしたところまで、今御説明しました。

続きまして(2)の所得係数についてですが、以前御説明したとおり、国保事業費納付金の算定にあたり、県全体で必要となる納付金総額の応能・応益の配分割合を決める指数でございます、 β と呼んでいるものであります。

この β は、岐阜県の1人当たり所得が全国の1人当たり所得と比較してどの程度の水準にあるかに応じて算出され、ガイドライン上は、本県県平均の1人当たり所得を全国平均で除して算出することが原則とされています。市町村の意見もほとんどが原則どおりとすることであったことから、 β を使用する答申案となっております。

続きまして(3)の国保事業費納付金の配分方式についてですが、配分にあたって基礎となる基準として、応能割として所得割、資産割、応益割として均等割、平等割の4つの組み合わせがございます。

そのうちどの基準を採用するかということでございますが、4つのうち資産割を採用しない3方式とすべきまたはやむを得ないという意見が大多数であったことから、3方式とする答申案となっております。以上で説明を終わります。

○竹内治彦会長

ありがとうございました。それでは、ただいま説明のありました

「国民健康保険事業費納付金の算定について」の答申(案)について、御質問・御意見等はございま

したら、委員の皆さんからお願いいたします。

○竹内治彦会長

前回慎重に御議論いただきまして、その内容をかなり詳細にまとめてさせていただきました。ということで、今までの議論を反映させたもの形になっているというふうに思っております。よろしいでしょうか。

○竹内治彦会長

それでは、全会一致で御賛同いただいたものと判断してよろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

○竹内治彦会長

全会一致にて御了承いただきました。
答申については、原案のとおり進めたいと思います。

○竹内治彦会長

それでは、諮問に対して答申をさせていただきたいと思います。
(会長より森岡健康福祉部長に答申を手交)

○竹内治彦会長

続いて、(2) その他について、事務局から何かありますでしょうか。

○勝野医療整備課国民健康保険室長

国保制度改正に関するスケジュールにつきましては、第1回運営協議会で説明させていただきましたけれども、その後諸事情により変わってきておりますので、ここで、今後のスケジュール案について御説明させていただきたいと思います。

一番上からですが、11月10日、本日の第5回運営協議会において、国保事業費納付金の算定方法についての答申をいただきました。

来週11月15日ですが、県、市町村及び国民健康保険連合会で構成する連携会議であります「国民健康保険改革対策検討会」の開催を予定しております。ここでは、本日の答申結果の報告をするとともに、運営方針について意見交換をしたいと考えております。

次の12月の県議会定例会ですが、本日の答申を踏まえた、岐阜県国保法施行条例案を上程する予定です。12月中旬になりますが、運営方針案について法定の意見聴取という趣旨で、全市町村に意見照会することを考えております。

その結果を踏まえた運営方針案について、次回12月21日に開催予定の国保運営協議会において審議させていただきたいと考えております。

そして1月にパブリックコメントを行い、2月の改革対策検討会で検討し、3月に第7回の国民健康保険運営協議会を開催し、ここで運営方針についての答申をいただいた上で、運営方針の決定、公表というスケジュールを考えております。

委員の皆様方におかれましては、当初想定していたよりも開催回数が多くなってございまして、大変お手数をおかけし、申し訳なく思っておりますが、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○竹内治彦会長

御説明のありましたとおり会議が当初より増えて、3月まで伸びているということでございます。ただ今の答申の内容でございます、運営方針のところ、将来的な保険料水準の統一化のためのスケ

ジュール、方法、手順などについて市町村からの意見聴取を十分に行って、その結果を当運営協議会の方に御報告いただくというふうにしてございますので、まずは、市町村からの意見聴取というのをしっかり行っていただいて、それを踏まえて一回会議を行うと、最終的な運営方針の取りまとめということでそこでもう一回会議を開催させていただくということになっておりますので、恐縮でございますがよろしくお願いいたします。

○竹内治彦会長

以上につきまして、何か御発言はございますでしょうか。

それでは、以上をもって、本日の会議を閉会いたします。

次回の運営協議会の日程は、12月21日（木）午前10時00分から開催いたします。場所などは、追って御連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

岐阜県国民健康保険運営協議会

会 長